

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2026年 6月 26日			
旭川市長 殿			
提出者			
住 所 北海道旭川市永山北1条10丁目13番5号			
氏 名 北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社			
代表取締役社長 農端 洋行			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0166-47-9955			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2025年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社		
事業場の所在地	北海道旭川市永山北1条10丁目13番5号		
事業の種類	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く) 野菜卸売業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,666.79 t	全処理委託量	3,666.79 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	1,286.04 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3,544.42 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画書実施状況報告書2面

① 2025年度計画

産業廃棄物の種類		動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	金属くず	廃アルカリ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	3,537.94	106.72	21.59	0.01	0.50	0.03			
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)									
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)									
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	3,537.94	106.72	21.59	0.01	0.5	0.03			
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	1,264.42		21.59			0.03			
	再生利用業者への処理委託量(t)	3,537.94		6.48						
	認定熱回収業者への処理委託量(t)									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)									

② 2025年度実績

産業廃棄物の種類		動植物性残さ	廃プラスチック	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	4,648.34	41.74	7.22	0.02	118.80				
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)	231.00								
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)									
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)									
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	4,417.34	41.74	7.22	0.02	118.80				
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	886.40	41.44		0.04					
	再生利用業者への処理委託量(t)	4,417.34	12.73							
	認定熱回収業者への処理委託量(t)									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)									

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。